

としま子どもの権利相談室の開設について

1. としま子どもの権利相談室の概要

- 「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置する。
- 相談室では、子どもの権利相談員が子どもからの声や SOS を受け、権利侵害にかかる相談を第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなげることで、権利を侵害された子どもの迅速かつ適切な救済を図る。
- 権利侵害にかかる適切な相談につなげていくため、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について、正しく理解できるよう、「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利の普及啓発を図る。

(1) 体制

子どもの権利擁護委員	3名（弁護士2、臨床心理士1）
子どもの権利相談員（会計年度任用職員）	2名
事務局（正規職員）	3名（専任1、兼務2）

<子どもの権利擁護委員>

豊島区子どもの権利に関する条例第22条により設置される区長の附属機関（第三者機関）

（子どもの権利擁護委員の職務）

- ・子どもの権利侵害について相談に応じ、子どもの権利の救済及び回復ための助言や支援すること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査や関係者間の調整すること。
- ・必要と認めるときに、是正要請をすること。

(2) 拠点施設

- ①千登世橋教育文化センター1階
教育センター内
（豊島区雑司が谷3-1-7）
- ②面積：66.43㎡



(3) 開設時期：令和5年9月

(4) 開設時間：火曜～土曜日 10時～17時45分（祝日、年末年始除く）

2. 相談業務

(1) 相談室の基本姿勢

子どもの意見を聞き、子どもの気持ちに寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分発揮できるよう問題解決に向けた支援を行う。

(2) 相談内容

特定な分野に限らない子どもの権利侵害全般（例：いじめ、体罰、虐待など）

(3) 主な相談対象

区内在住、在学、在勤の概ね18歳未満の子ども

※子どもの権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も可

(4) 相談方法

対面、電話、メール、手紙、FAX

(5) アウトリーチ（巡回相談）の実施

相談員が、スキップ、中高生ジャンプ、児童相談所（一時保護所）等、子どもの身近な施設に定期的に訪問し、子どもとの関係性を構築することで、子どもからの相談へつなげる。

3. 相談から救済までの流れ

- ・相談員が子どもや子どもに関わる大人から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携しながら、内容に応じて関係機関等との調整を行う。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てがあった場合には、子どもの権利擁護委員が権利侵害に関わるか審議し、調査や関係機関等との調整を行い、必要に応じて是正要請を行うことができる。

【としま子どもの権利相談室の仕組み】

